

1 許可の基準

(第7条、規則別表第1～第3)

許可地域(禁止地域や禁止物件以外)で、広告物を表示等する場合には、5種類の許可地域ごとの、大きさや高さなどの許可基準による許可が必要です。

許可地域(第2条、規則別表第1)

- ① 自然系許可地域
- ② 住居系許可地域
- ③ 工業系許可地域
- ④ 沿道系許可地域
- ⑤ 商業系許可地域

また、広告物の種類ごとの基準も定めています。

※県条例の禁止地域・許可地域の地図は、神奈川県ウェブサイト「e-かなマップ」の「神奈川県屋外広告物条例規制地域マップ」をご覧いただけます。

なお、当該マップは参考図となりますので、最新の情報及び詳細な規制状況については、各許可窓口にお問い合わせください。

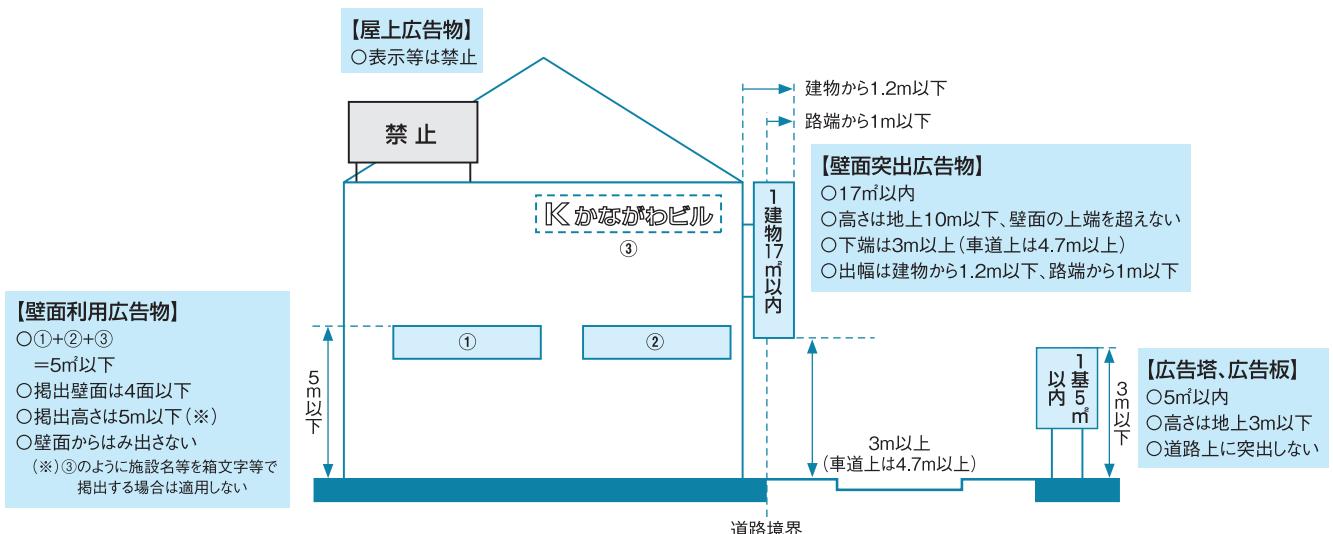
1-1 屋外広告物の許可地域区分別の許可の基準(規則別表第1・第2)

■ 自然系許可地域

該当地域

- 国立公園・県立自然公園の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域を除く)
- 歴史的風土保存区域
- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域

広告物の表示面積の合計は27m²以内、ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止

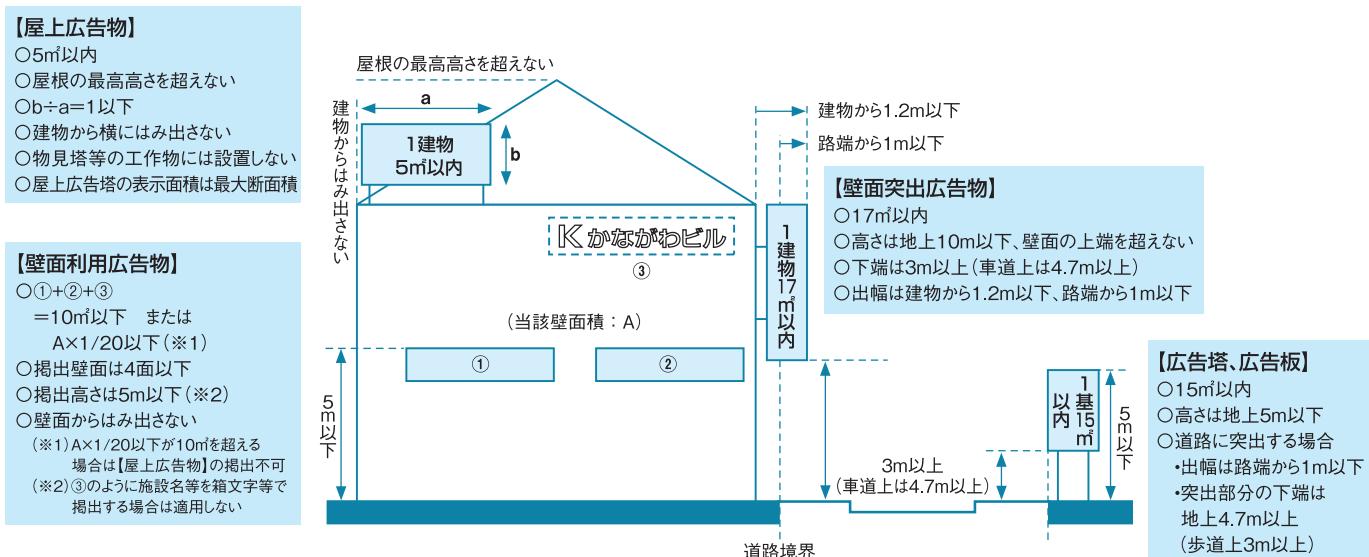


■ 住居系許可地域

該当地域

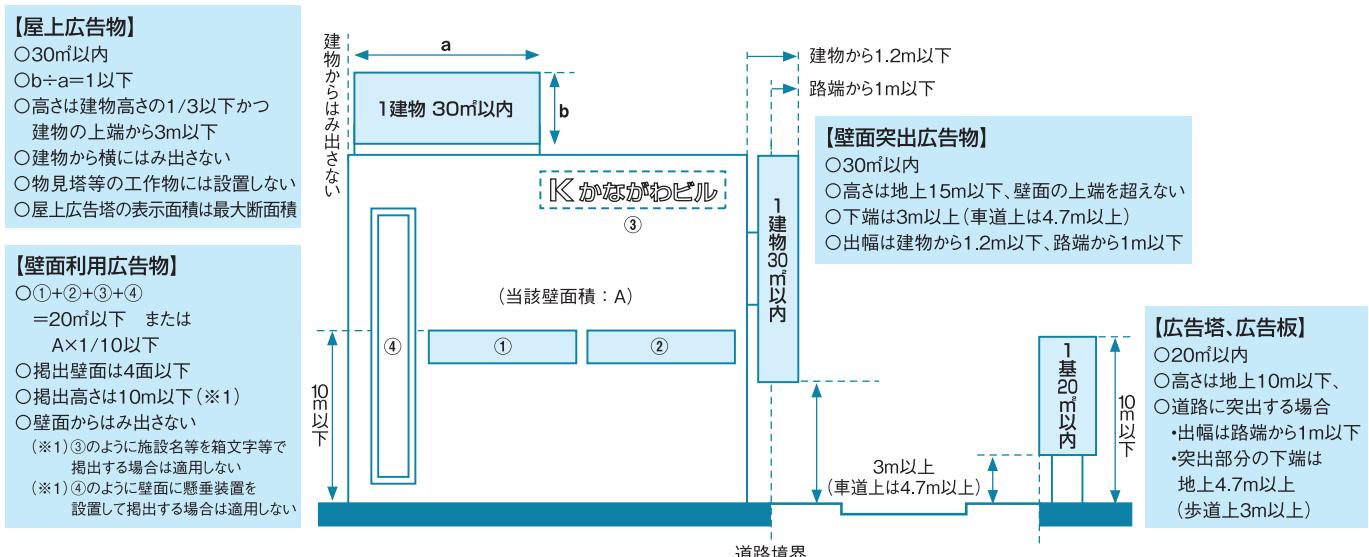
- 国立公園の特別地域内の近隣商業地域、商業地域
- 城ヶ島、国立公園・県立自然公園内の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域に限る)
- 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域
- 他の許可地域以外の地域(市街化調整区域、都市計画区域内の非線引区域、都市計画区域外の区域)

広告物の表示面積の合計は47m²以内、ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止



■ 工業系許可地域

該当地域 ○準工業地域、工業地域、工業専用地域(沿道系許可地域に含まれる地域を除く)

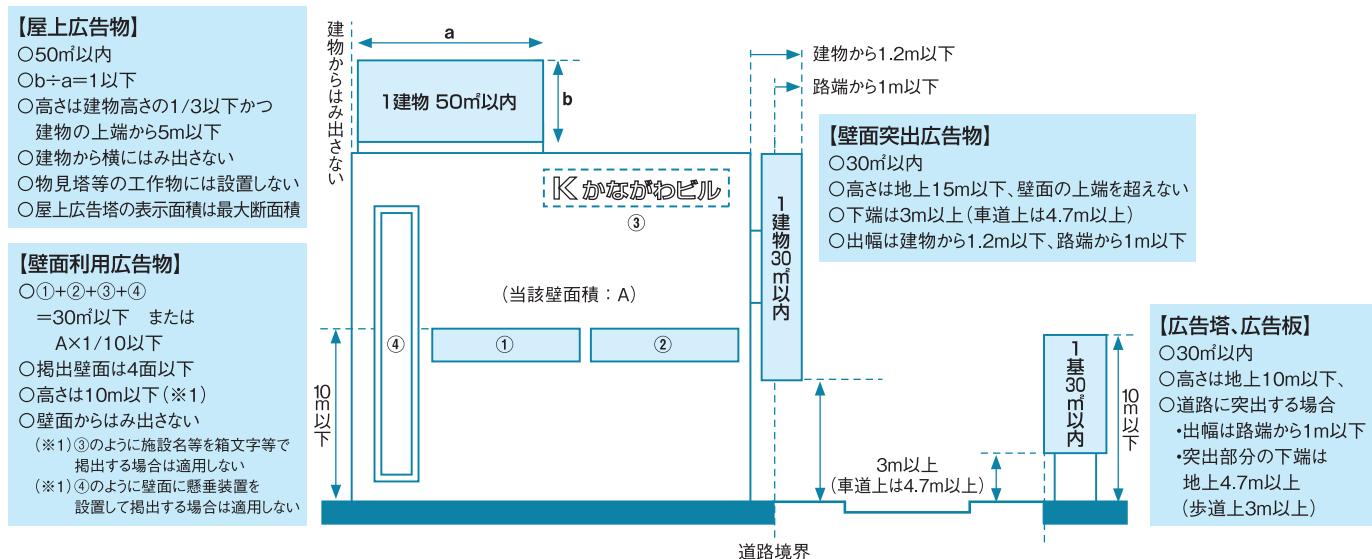


■ 沿道系許可地域

該当地域

○第二種住居地域、準住居地域

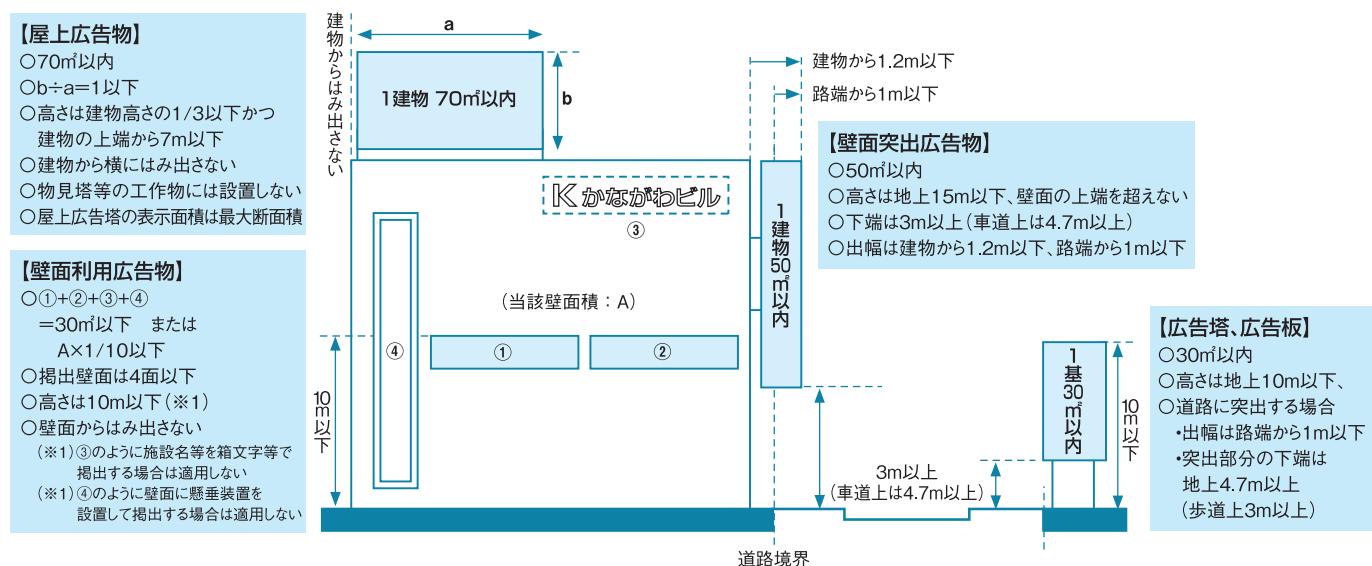
○一般国道・県道の両外側30m以内にある第一種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域



■ 商業系許可地域

該当地域

○近隣商業地域、商業地域



*屋上広告塔の「最大断面積」とは、広告物に対して側面から投光した場合の最大投影面積のことといいます。

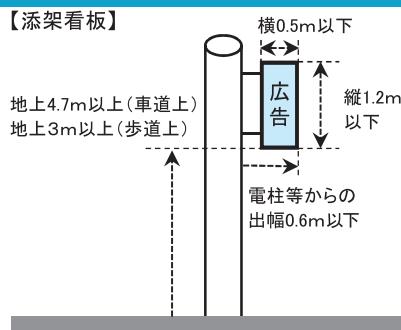
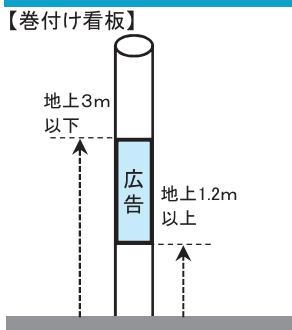
*壁面突出広告物（例 商業地域 50 m以内）及び広告塔、広告板（例 商業地域 30 m以内）の表示面積は、一面の面積ではなく、両面に表示があるときは両面の表示面積を合計した面積のことといいます。

■ すべての許可地域

【壁面利用の貼り紙等】 ① 1枚1m²以内 ② 同一のものを連続して表示しないこと ③ 容易に除却できること

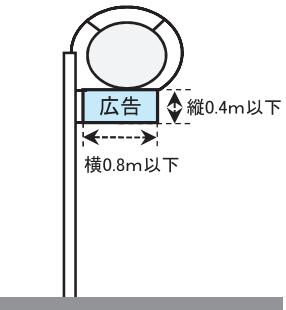
1-2 屋外広告物の種類に応じた許可基準(規則別表第3)

電柱および街灯柱を利用するもの



標識柱を利用するもの

- 蛍光塗料、発光塗料及び反射塗料を使用していないものとすること。
- 一の標識柱につき1件とすること。



例: 消火栓標識柱

○信号機が設置されている電柱には、表示できない。

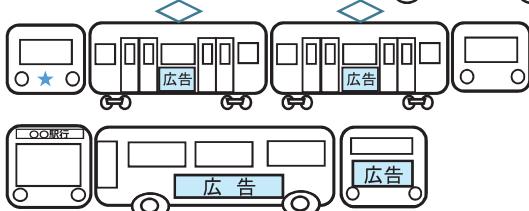
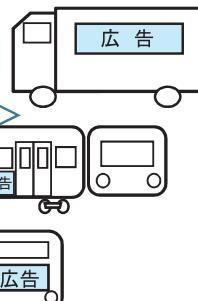
○1柱につき、巻付け看板及び添架看板は、それぞれ1件以内とすること。

乗り物の外面を利用するもの

ラッピング広告によるもの	
電車	<ul style="list-style-type: none"> ○一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であること。 ○車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ○表示の位置は前面以外とすること。 ○車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。 ○車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。
【走行禁止地域】	
電車・路線バス共通	<ul style="list-style-type: none"> ○大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区 ○東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路、小田原厚木道路及び東海道新幹線の用地
【交通安全】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○発光・蛍光素材及び反射効果を有する広告物は表示しないこと。 ○電光表示装置等の映像装置は設置しないこと。
【色彩、意匠等】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○走行する地域の景観に調和したものであること。
【交通事業者の責務】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○神奈川県電車、路線バスの車体利用広告物自主審査実施要綱及び神奈川県電車、路線バスの車体利用広告物ガイドラインに基づき自主審査をすること。

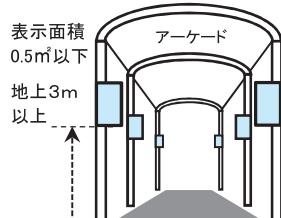
ラッピング広告以外のもの	
電車	<ol style="list-style-type: none"> 1 前面又は後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で、それぞれ1件以内とすること。
路線バス	<ol style="list-style-type: none"> 2 側面に表示するものは、1件縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8m²以下とすること。
自動車等	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示の位置は前面以外とすること。 2 側面に表示するものは、1件縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8m²以下とすること。 3 後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で1件以内とすること。 4 広告車に表示する場合は、1から3の基準は適用しない。 ※「広告車」とは、自動車登録規則別表第二に規定する「広告宣伝用自動車」をいう。

※所有者の事業や営業の内容を表示するものは規制の対象から除外されます。(P.7⑤)

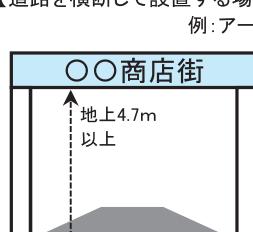


広告塔、広告板に類するもの

【アーケードに設置する場合】

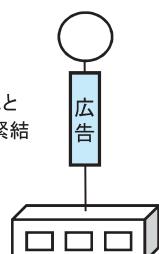


【道路を横断して設置する場合】

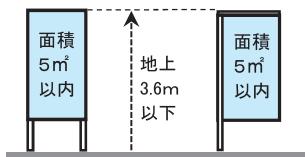


【アーバルーン】

- バルーンは直径3m以下のものとする
- 掲揚する場合は高度45m以下とする
- 雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは掲揚しないこと
- 広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下とし、主綱に緊結すること
- 掲揚時には常時2人以上の監視人を置くこと



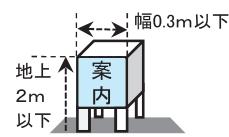
【立看板】



【のぼり旗】

【案内板】

(広告塔に類するもの) (広告板に類するもの)



同一場所に2以上のものを設置する場合は総合案内板とし、一のものの表示面積は、縦(横)0.3m以下、横(縦)1.5m以下とすること